

会津若松市男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金交付要綱

(平成13年3月30日決裁)

(平成18年3月30日一部改正)

(平成24年3月22日一部改正)

(目的)

第1条 市は、「男女がともに参加し協力してつくり上げるより良い社会」(以下「男女共同参画社会」という。)づくりを推進するため、これを推進する研修活動や啓発活動を行う市民団体及び市民である個人(以下「推進市民団体等」という。)が、より広い市民理解に向けた地域社会の強力な核となるよう、これらの活動を支援する目的で、推進市民団体等に対し、会津若松市補助金の交付等に関する規則(平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助対象事業、補助対象となる推進市民団体等(以下「補助対象者」という。)、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、同表に定める補助率の範囲内において市長が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 補助を受けようとする補助対象者は、規則第4条第1項の規定に基づき、男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号の事業計画書は、男女共同参画社会づくり推進活動事業計画書(第2号様式)とする。

(変更の承認の申請)

第4条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする補助対象者は、男女共同参画社会づくり推進活動事業変更(中止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、男女共同参画社会づくり推進活動事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業完了後速やかに行わなければならない。

- (1) 男女共同参画社会づくり推進活動事業成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、前条の実績報告書にあわせて、男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。
- 3 概算払の方法により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 概算払の方法により補助金の交付を受けた補助対象者は、第1項の男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金交付請求書に代えて、男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金精算書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の公表)

第7条 市長は、第5条の実績報告書の提出があった場合には、市のホームページその他適切な方法によりその内容を公表するものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第8条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率
1 研修参加事業（男女共同参画社会づくりに関係する研修への参加をいう。）	1 団体にあつては、男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体で、構成員に対する市民の占める割合が3分の2以上のもの 2 個人にあつては、男女共同参画社会づくりを目的とした研修に参加しようとする20歳以上の市民又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者	研修参加事業に要する次の経費で、これらの合計額が2,000円以上であるもの (1) 研修参加費 研修参加者負担金等に限る、教材等の実費を除く。 (2) 交通費 公共交通機関の基本乗車料金に限り、燃料費、航空運賃等を除く。	1人につき研修参加事業1回あたり補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数は切り捨てる。）とし、5,000円を上限とする。
2 研修・啓発活動開催事業（補助対象者が男女共同参画社会づくりを目的として地域社会に向けて開催する研修事業及び啓発事業をいう。）	男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体で、構成員に対する市民の占める割合が3分の2以上のもの	研修・啓発活動に要する次に掲げる経費 (1) 講師謝礼 (2) 会場借上料 (3) その他事業実施のために真に必要な不可欠な経費	1の事業につき補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数は切り捨てる。）とし、100,000円を上限とする。

備考

いずれの補助対象事業についても、他の補助を受けているときは、この要綱による補助の対象としない。